

愛媛県産業廃棄物実態等調査業務仕様書

第1章 総則

1 業務の目的

この業務は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第5条の5の規定に基づく廃棄物処理計画策定の基礎資料とするため、県内における産業廃棄物の発生、処理状況等を調査し、その現状分析と将来予測を行うとともに、産業廃棄物に関する事業者の意識等調査及び資源循環促進税の施行状況等に関する調査を実施することを目的とする。

2 委託期間

契約の日から令和7年12月22日までとする。

3 業務範囲

本仕様書で定める業務の範囲は次のとおりとする。

- (1) 必要な資料収集
- (2) アンケート調査（回収率目標：概ね60%）
- (3) 調査報告書の作成

4 法令等の遵守

この業務を実施するに当たっては、廃棄物処理法その他関係法令等を遵守しなければならない。

5 資料の貸し出し

- (1) 本業務実施のために必要な書類、関係資料等は業務受注者（以下「受注者」という。）の要望があれば、県が受注者に貸与するものとする。
- (2) 受注者は資料等の貸与を受ける場合は、そのリスト等を作成し、県の承認を受けなければならない。また、貸与された資料は業務完了時に全て返却しなければならない。

6 報告

業務実施期間中、受注者は県から業務進捗状況の報告を求められた時は、速やかに報告しなければならない。

7 雑則等

(1) 適用範囲

本仕様書は、本調査の基本的内容について定めるもので、資料収集及び現地調査等の内容は十分かつ必要なものとし、管理的経費を十分考慮したものでなければならない。

また、本仕様書に明記されていない事項であっても、本調査の目的達成のために必要な調査、協議及び説明会等、又は調査実施の上で当然必要と思われるものについては、原則として受注者の責任において実施しなければならない。（受注者はフリーダイヤルを開設（2回線）するなどアンケート調査対象事業者からの質問を受け付け、アンケート調査対象事業者に礼状又は督促状等を発送すること。）

ただし、県及び受注者とも事前に予知できない事項については除くものとする。

(2) 疑義

受注者は、本仕様書に疑義が生じた場合は、県と十分協議のうえ、遺漏のないよう業務を行うものとする。

(3) 調査報告書

調査報告書の作成に当たっては、県と十分な協議を実施するものとする。

(4) 検査

本業務は、県の検査合格をもって完了とする。

第2章 産業廃棄物実態等調査

1 調査の概略

本調査は、県内の産業廃棄物の発生、処理状況等を把握するため、郵送によるアンケート調査（郵便調査）と県関係部局の既存資料を基に行う調査（資料調査）により実施する。

アンケート調査は、受託者が下記の依頼文、調査票、封筒を用意すること。（チラシについては、予め県が印刷したものを同封すること。）また、依頼文・調査票の内容については別途協議の上作成する。

なお、調査票の回収については、郵送による回収のほか、不正回答を防止する措置を講じた上で、電子メールを活用した回収及びインターネット等を活用した回収も可能とする（回収方法の併用も可）。

（排出事業者向け）

- ① 依頼文 印刷：約4,000部 A4片面1枚 白黒
※資源循環促進税啓発イラスト（みきゃん）を挿入する。
- ② 産業廃棄物実態調査票 印刷：約4,000部 A3両面2枚 白黒
※建設業用・建設業以外の業種用の2種類を作成する。
- ③ 廃棄物等に関する意識調査票 印刷：約4,000部 A3両面1枚 白黒
- ④ 排出事業者向け啓発チラシ
※県が準備・印刷し、県庁で受託者に対し配布する。
- ⑤ 返信用封筒宛名等印刷：約4,000部 長3封筒（料金受取人払とする）
- ⑥ 送付用封筒宛名等印刷：約4,000部 角2封筒等
 - ・宛先情報（郵便番号、住所、事業所名）、送付者情報（県担当課、受託業者名、問合せ先電話番号）、調査名を送付用封筒に印刷又はラベル貼付する。
 - ・①②③④⑤を⑥に同封して送付する。
 - ・インターネット等を活用して調査票を回収する場合は、必要に応じて②、③、⑤を省略可能とする。

（処理業者向け）

- ① 依頼文 印刷：約260部 A4片面1枚 白黒
※資源循環促進税啓発イラスト（みきゃん）を挿入する。
- ② 資源循環促進税に関する調査票 印刷：約260部 A4両面2枚＋参考資料A4両面1枚 白黒
- ③ 返信用封筒宛名等印刷：約260部 長3封筒（料金受取人払とする）
- ④ 送付用封筒宛名等印刷：約260部 角2封筒等
 - ・宛先情報（郵便番号、住所、事業所名）、送付者情報（県担当課、受託業者名、問合せ先電話番号）、調査名を送付用封筒に印刷又はラベル貼付する。
 - ・①②③を④に同封して送付
 - ・インターネット等を活用して調査票を回収する場合は、必要に応じて②、④を省略可能とする。

2 郵便調査

調査内容及び方法は、以下のとおりとする。

なお、調査票提出期限までに提出がなかった事業所に対しては、督促状を送付することにより提出を促し、なお提出がなかった事業所に対しては、電話、訪問等による聞き取り調査を実施する。

（1）調査対象期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間

（2）調査対象廃棄物、業種及び地域

県内に所在する事業所のうち、産業廃棄物が比較的多量に発生する業種（「日本標準産業分類（令和5年7月告示：総務省）」）を調査対象とし、これらの事業活動に伴って生ずる廃棄物のうち廃棄物処理法及び同法施行令に定める産業廃棄物とする。ただし、畜産農業からの動物のふん尿、施設園芸農業からの使用済み農業用プラスチック類はアンケート対象外（資料調査）とする。

なお、法令上廃棄物とならない排出事業者が自ら再生利用しているもの、又は何らの処理も行わずに売却しているものも対象とする。

1) 調査対象廃棄物

調査の対象廃棄物は、廃棄物処理法に定める産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物とする。

【産業廃棄物】

- ① 燃え殻
- ② 汚泥（有機性汚泥、無機性汚泥）
- ③ 廃油（一般廃油、廃溶剤、固形油、油泥、油付着物）
- ④ 廃酸
- ⑤ 廃アルカリ
- ⑥ 廃プラスチック類（廃プラスチック、廃タイヤ）
- ⑦ ゴムくず
- ⑧ 金属くず
- ⑨ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
- ⑩ 鉱さい
- ⑪ がれき類（コンクリート片、廃アスファルト、その他建設廃材）
- ⑫ ばいじん
- ⑬ 紙くず
- ⑭ 木くず（建設木くずを含む）
- ⑮ 繊維くず
- ⑯ 動植物性残さ
- ⑰ 動物系固形不要物
- ⑱ 動物のふん尿
- ⑲ 動物の死体
- ⑳ 以上の廃棄物を処分するために処理したもの（コンクリート固型化物など。）

【特別管理産業廃棄物】

- ① 廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）
- ② 廃酸（pH2.0以下の廃酸）
- ③ 廃アルカリ（pH12.5以上の廃アルカリ）
- ④ 感染性産業廃棄物
- ⑤ 廃石綿等
- ⑥ 特定有害産業廃棄物（廃石綿等を除く）

2) 調査対象業種（最終的には県と受託者で協議のうえ決定する。）

産業廃棄物の主な発生源となっている次の業種及び県内の産業廃棄物処理業者を対象とする。

表1 調査対象業種

大 分 類	中 分 類
農業、林業	農業、林業
漁業	漁業、水産養殖業
鉱業、砕石業、砂利採取業	鉱業、砕石業、砂利採取業
建設業	総合工事業、職別工事業、設備工事業
製造業	業種中分類別全業種
電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業
情報通信業	通信業、放送業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業
運輸業、郵便業	業種中分類全業種
卸売業、小売業	業種中分類全業種
学術研究、専門・技術サービス業	学術・開発研究機関、専門サービス業、広告業、技術サービス業

宿泊業、飲食サービス業	宿泊業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業
生活関連サービス業、娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、娯楽業
教育、学習支援業	学校教育、その他の教育、学習支援業
医療、福祉	医療業、保健衛生、社会保険・社会福祉・介護事業
複合サービス事業	郵便局、協同組合
サービス業（他に分類されないもの）	業種中分類別全業種
公務	業種中分類別全業種

3) 調査対象地域

愛媛県全域を調査対象とし、産業廃棄物の発生及び処理状況等に関する地域特性を把握するため、県内を6つの地域（四国中央ブロック、新居浜・西条ブロック、今治ブロック、松山ブロック、八幡浜・大洲ブロック、宇和島ブロック）に区分する。

表2 調査対象地域

地域名	市 町 名
四国中央ブロック	四国中央市
新居浜・西条ブロック	新居浜市、西条市
今治ブロック	今治市、上島町
松山ブロック	松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町
八幡浜・大洲ブロック	八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町
宇和島ブロック	宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町

（3）抽出方法（最終的には県と受託者で協議のうえ決定する。）

「令和5年経済センサス・活動調査」（総務省）の元データから下表に基づき抽出する。

抽出数：約4,000件（ただし、多量排出事業所は全件とする。）

表3 事業所の抽出方法

対 象 業 種	抽 出 方 法
農業、林業	動物のふん尿、農業用廃プラスチックについて、既存の資料を用いて調査
漁業	経済センサス・活動調査に登録された事業所から全数抽出
鉱業、砕石業、砂利採取業	
建設業	経済センサス・活動調査に登録された事業所から抽出 ・資本金3,000万円以上は全数抽出 ・資本金3,000万円未満は無作為抽出 ただし、県外大手企業（ゼネコン）については、（一社）日本建設業連合会会員名簿より全数抽出
製造業	経済センサス・活動調査に登録された事業所から抽出 ・従業員30人以上は全数抽出 ・従業員30人未満は無作為抽出

電気・ガス・熱供給・水道業	経済センサス・活動調査に登録された事業所＋既存資料から全数抽出
情報通信業	経済センサス・活動調査に登録された事業所から抽出 ・従業員50人以上は全数抽出 ・従業員50人未満は無作為抽出
運輸業、郵便業	
卸売業、小売業	
金融業、保険業	
不動産業、物品賃貸業	
学术研究、専門・技術サービス業	
宿泊業、飲食サービス業	
生活関連サービス業、娯楽業	
教育、学習支援業	
医療、福祉	
複合サービス事業	ただし、O816高等教育機関、P831病院、P841保健所、R952と畜業は全数抽出
サービス業(他に分類されないもの)	
公務	既存の資料から抽出

(4) 調査項目（最終的には県と受託者で協議のうえ決定する。）

産業廃棄物の発生から最終処分までを調査し、その他事業所の概要等も調査する。

1) 事業所及び工事の概要

- ① 事業所の概要
事業所名、所在地、電話、記入年月日、代表者、記入者部課氏名、事業内容等
- ② 工事の概要（建設業のみ）
工事件数、工事内容等

2) 事業活動業指標

製造品出荷額等、元請完成工事高、従業者数など

3) 発生量

調査対象廃棄物の種類ごとの発生量

ただし、廃酸、廃アルカリを公共用水域への放流を目的として中和処理した場合は、中和処理後の汚泥を、また、含油廃水を油水分離した場合は、油水分離後の廃油と汚泥とを、また、燃え殻のうち、廃棄物を自ら焼却処理した後に発生したものについては、焼却処理する前の状態の産業廃棄物を、それぞれ発生量とする。

4) 排出量

調査対象産業廃棄物の種類ごとの排出量とは、発生量から法令上産業廃棄物とならない排出事業者が自ら再生利用している物、及び何らの処理も行わずに売却している物の量を除いたものである。

5) 自己中間処理状況（工事現場内を含む）

中間処理を行ったか、行わなかったか、行った場合は、その方法を次の10項目及び各項目の組合せ処理に分類し、その処理方法と処理後の量。

〔中間処理方法〕

焼却、脱水、乾燥、油水分離、破碎・切断・粉碎、コンクリート固型化、圧縮、中和、溶融、その他

6) 自己中間処理以外の処理状況

処理主体及び処理方法等を次のとおり分類し、その処分先、処分方法、資源化の用途。（処理後物の処理も含む）

〔処理主体〕

自社（現場内）、自社（現場外の自社処理場）、再生資源回収業者（紙くず、金属くず、ガラスくず、繊維くずのみ）、再生利用業指定業者、納入業者、関連企業、（一財）愛媛県廃棄物処理センター、産業廃棄物処分業者、市町、その他

〔処理方法〕

売却、再生利用、埋立処分、海洋投棄、保管、焼却、熔融、焼成・ばい焼、脱水、乾燥、肥料化、中和、油水分離、蒸留、無害化、コンクリート固化、選別、破碎・切断・粉碎、圧縮、濃縮、薬剤固化、流動化、その他

〔処理後物の処理方法〕

売却、無償供与、再生利用、埋立処分（県内）、埋立処分（県外）、海洋投入、再処理（中間処理）、その他

〔資源化の用途〕

金属資源、燃料、骨材・路盤材等の建設資材、セメント原料、飼料・肥料・土壌改良剤、パルプ・紙原料、ガラス原料、プラスチック原料、再生油・再生溶剤、塩化鉄又は硫酸鉄原料、酸又はアルカリ、再生タイヤ、製鉄用コークス代替材（還元剤）、その他

7) 事業者の意識等調査（調査項目については、最終的に県と受託者で協議のうえ決定する。）

①調査対象 産業廃棄物実態調査票を送付した事業所（約4,000件）と同一事業所

②調査方法 アンケート方式（郵送）

③調査項目（10項目程度）

- ・ 廃棄物の発生抑制、減量化・リサイクルへの取り組み
- ・ 廃棄物の処理に関する意識 等

8) 資源循環促進税の施行状況等に関する調査（調査項目については、最終的に県と受託者で協議のうえ決定する。）

①調査対象 県内の産業廃棄物中間処理業者及び最終処分業者（約260件）

②調査方法 アンケート方式（郵送）

③調査項目（10項目程度）

- ・ 排出量・最終処分量の変化
- ・ 経営への影響、従業員の意識改革
- ・ 税の継続 等

ただし、中間処理業者と最終処分業者とでは調査項目を変えるものとする。

（5）集計及び推計

1) 集計及び推計項目

本調査の目的を満足させるデータとして、次の項目を必要データと定め、これを把握可能なフレームにより集計及び推計を行う。

- ① 産業廃棄物の発生・排出量
- ② 産業廃棄物の処理状況（発生から処分までの流れ）
- ③ 産業廃棄物の地域間移動状況
- ④ 産業廃棄物の推移（前回調査との比較・分析、将来予測）
- ⑤ 事業者意識
- ⑥ 資源循環促進税の施行状況
- ⑦ その他

以上の内容を業種別、種類別、地域別等に集計及び推計を行う。

受注者は上記について、調査対象事業者が既に県へ報告等している数値等との整合を欠く場合は、その原因を調査・確認する必要がある。

なお、調査の推計結果については、国の調査指針（「産業廃棄物排出・処理実態調査指針改訂版」平成22年4月：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）に基づいて、下図に示す発生量及び処理状況の流れ図にまとめるものとする。また、流れ図に示した項目の定義は表4のとおりとする。

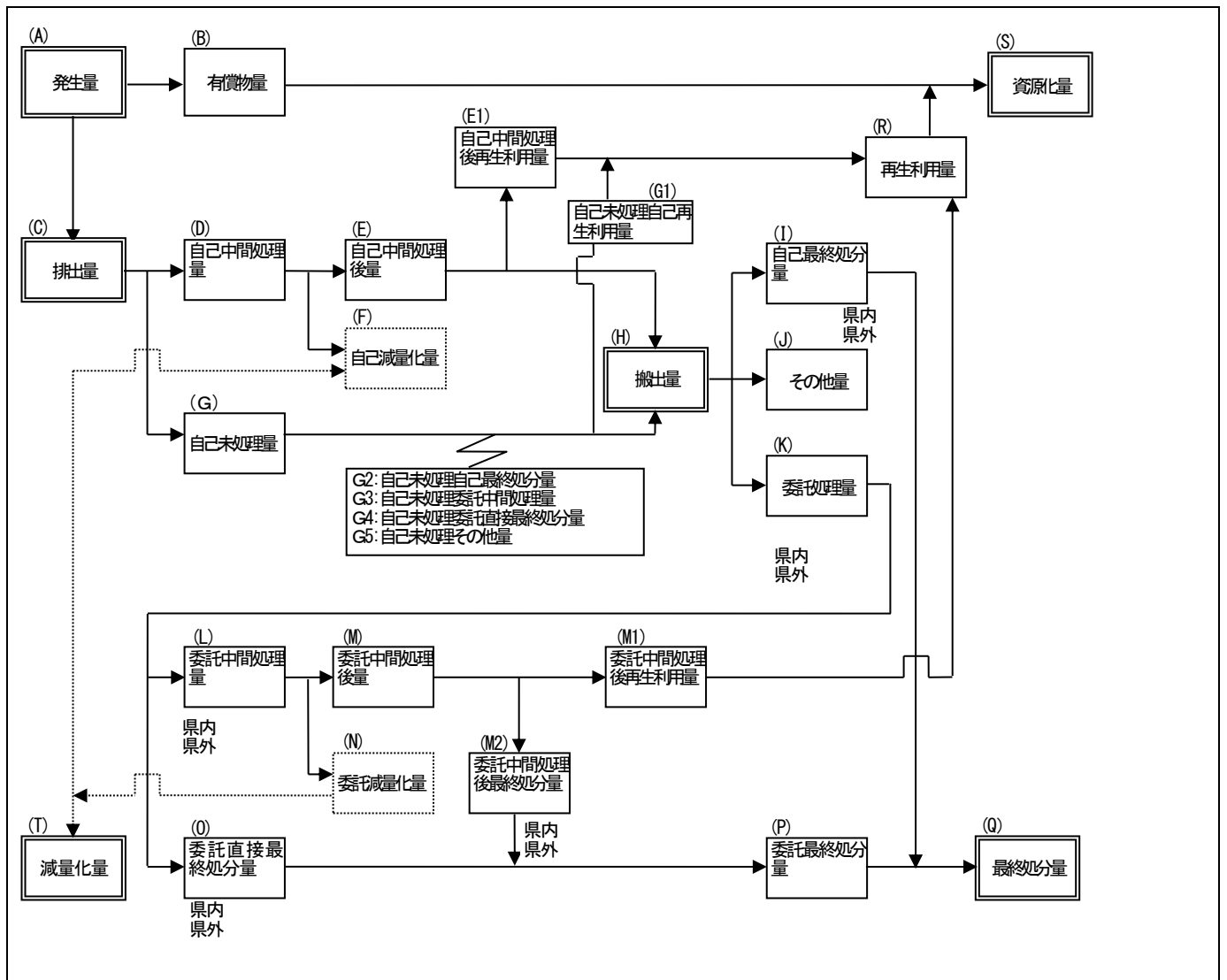


図 発生量及び処理状況に関する流れ図

表4 発生量及び処理状況の流れ図に関する用語の定義

No.	項 目	定 義
(A)	発生量	事業場内等で生じた産業廃棄物量及び有償物量。
(B)	有償物量	(A) の発生量のうち、中間処理されることなく、他者に有償で売却した量。
(C)	排出量	(A) 発生量のうち、(B) の有償物量を除いた量。
(D)	自己中間処理量	(C) 排出量のうち、自ら中間処理した廃棄物量で、処理前の量。
(E)	自己中間処理後量	(D) 自己中間処理量で中間処理された後の廃棄物量。
(E1)	自己中間処理後再生利用量	(E) 自己中間処理後量のうち、自ら利用し又は他者に有償で売却した量。
(F)	自己減量化量	(D) 自己中間処理量から (E) 自己中間処理後量を差し引いた量。
(G)	自己未処理量	(C) 排出量のうち、自己中間処理されなかった量。
(G1)	自己未処理自己再生利用量	(G) 自己未処理量のうち、他者に有償売却できないものを自ら利用 (*) した量。
(G2)	自己未処理自己最終処分量	(I) 自己最終処分量のうち、自己未処理で自己最終処分された量。
(G3)	自己未処理委託中間処理量	(L) 委託中間処理量のうち、自己未処理で委託中間処理された量。
(G4)	自己未処理委託直接最終処分量	(O) 委託直接最終処分量のうち、自己未処理で委託直接最終処分された量。
(G5)	自己未処理その他量	(J) その他量のうち、自己未処理でその他となった量。
(H)	搬出量	(I) 自己最終処分量、(J) その他量、(K) の委託処理量の合計。
(I)	自己最終処分量	自己の埋立地に処分した量。
(J)	その他量	事業所内等に保管されている量等。
(K)	委託処理量	中間処理及び最終処分を委託した量。
(L)	委託中間処理量	(K) 委託処理量のうち、処分業者等で中間処理された量。
(M)	委託中間処理後量	(L) 委託中間処理量で中間処理された後の廃棄物量。
(M1)	委託中間処理後再生利用量	(M) 委託中間処理後量のうち、処理業者等で自ら利用し、又は他者に有償で売却した量。
(M2)	委託中間処理後最終処分量	(M) 委託中間処理後量のうち、最終処分された量。
(N)	委託減量化量	(L) 委託中間処理量から (M) 委託中間処理後量を差し引いた量。
(O)	委託直接最終処分量	(K) 委託処理量のうち、処理業者等で中間処理されることなく最終処分された量。
(P)	委託最終処分量	処理業者等で最終処分された量。
(Q)	最終処分量	排出事業者と処理業者等の最終処分量の合計。
(R)	再生利用量	排出事業者又は処理業者等で再生利用された量。
(S)	資源化量	(B) 有償物量と (R) 再生利用量の合計。
(T)	減量化量	排出事業者又は処理業者等の中間処理により減量された量。

(*) 「自ら利用」：排出者が自己の生産工程へ投入して原材料として使用する場合は「自ら利用」に該当する。
 なお、抜根の森林への自然還元についても「自ら利用」に該当する。

2) 集計及び推計方法

拡大推計及び将来推計は、原単位法により行う。

ただし、電気・ガス・水道業については、全数抽出・回収を原則とし、拡大推計は行わない。

・ 調査対象全体の発生量の推定方法

$$W' = W \times O' / O$$

W' : 令和6年度の推計産業廃棄物量

W : 標本に基づく集計産業廃棄物量

O' : 最新年度の母集団の活動量指標

O : 標本に基づく集計活動量指標

3 資料調査

以下の廃棄物の調査は、郵便調査を行わず、県関係部局の既存資料を基に実施する。

(1) 調査対象廃棄物

- 1) 畜産農業からの動物のふん尿
- 2) 施設園芸農業からの農業用使用済みプラスチック類

(2) 調査内容

- 1) 畜産農業からの動物のふん尿
畜種別の飼養頭羽数及びふん尿原単位から年間の動物のふん尿量を算出する。
- 2) 施設園芸農業からの農業用使用済みプラスチック類
既存資料により排出量等の把握を行う。

4 将来予測

将来予測は、発生量（有償物量を含む）及び排出量（再生利用量、減量化量及び最終処分量等を含む）について行う。

ただし、将来予測年度は令和8年度から令和12年度までとする。

5 調査報告書の作成

調査結果は、次の項目について報告書として取りまとめる。

- (1) 産業廃棄物の発生量、排出量の現状推計と将来予測
- (2) 産業廃棄物の発生から処分までの処理の流れ
- (3) (1) 及び (2) の内容を地域別、業種別等で区分した状況
- (4) 産業廃棄物処理計画で設定した産業廃棄物数値目標の達成状況
- (5) 最終処分場の必要容量の検討
- (6) 事業者意識等調査結果
- (7) 資源循環促進税の施行状況等
- (8) その他必要事項

6 成果品

調査報告書

紙ベース2部及び電子媒体（EXCEL形式）

7 その他

- (1) 受託業者は次に掲げる全ての要件を満たしている業者であること。
 - ア データ集計、データ変換、加工、その他業務に必要な入出力関係の業務が履行可能であること。
 - イ 廃棄物処理法及び関係法（各種リサイクル法）、廃棄物処理の実態等を熟知し、廃棄物に関する解析・集計等のノウハウ（環境省による産業廃棄物排出・処理実態調査指針改訂版（平成22年4月）における産業廃棄物の行政報告等を用いる方法又はこれと同等の方法に関するもの）を有していること。
- (2) 受託した業務に係る内容、会社名、個人名を調査の目的以外に使用しないこと。
- (3) 県が中間報告を求めた場合又は県から調査内容に係る指示があった場合は、指定する期日までに
対応し、報告すること（必要に応じて来庁すること）。

- (4) 委託期間が終了した後においても、県が本仕様書に係る成果品や調査内容について疑義照会等必要な対応を要求した場合は責任を持って対応すること。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。